

施設基準等に関する揭示事項

○当医院は、以下の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

- ・外来後発医薬品使用体制加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

○揭示事項

外来後発医薬品使用体制加算

患者様の負担軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

明細書発行体制

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

稲核診療所